

## これまでの行動計画の実施状況

### 1 第1次行動計画（平成19年度～21年度）

#### （1）計画策定時の食を取り巻く情勢

外食等の増加や、多様な加工食品が販売されるなどにより、便利な食生活を享受することが可能となりましたが、**原材料を含め、輸入食品が増えてきていることなどもあり、食品に関するリスクは多様化**しています。

そして、指定外添加物が使用された食品、農薬の残留基準値を超えている輸入野菜、摂取すれば健康被害が生じるおそれのある、**いわゆる「健康食品」が流通したり、食品表示の偽装問題が発生したりして、食への不信や不安を招いています。**

さらに、食品にかかわる問題が発生したときに、**食品関連事業者による正確な情報の提供が十分でないことが、健康被害を拡大させる要因ともなっています。**

一方、行政や食品関連事業者が行う安全性向上のための取組など**食の安心・安全に関する情報の提供も十分ではなく、食品の安全性に対する消費者の理解も十分とは言えませんし、府の食の安心・安全の施策検討における府民参画も十分には進んでいません。**

#### （2）計画策定時の課題

ア 食品の生産、製造等において、科学的知見に基づく食品のリスクを管理する手法を導入することにより、**食品の安全性を高水準で確保**することが必要です。

イ 食品関連事業者が行っている「食品の安全性」確保に関する取組が、府民に見えるよう、**情報提供を促進し、「食の安心」につなげる工夫**が必要です。

ウ 消費者の視点に立って、より効率的で効果的な食品の監視及び指導を行うことにより、**食品の安全性を担保し、「食の安心」につなぐこと**が必要です。

エ **行政から食の安心・安全に関する情報を積極的に提供し、府民参画を促進**することが必要です。

また、**消費者と食品関連事業者との交流促進、学習機会の提供等**により、消費者においても自らの理解を深めることが必要です。

(3) 計画の達成状況

取組内容		取組数	達成	未達成
第1章 安心・安全の基盤づくり				
1	安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組	11	8	3
2	生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組	8	4	4
3	環境に配慮した食品生産の取組	4	3	1
小計		23	15 (65%)	8 (35%)
第2章 安心・安全の担保				
1	食品衛生に関する監視・指導の充実・強化	7	5	2
2	BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保	4	4	
3	適正な食品表示の確保	5	5	
小計		16	14 (88%)	2 (12%)
第3章 信頼づくり				
1	食の安心・安全に関する情報提供	1		1
2	顔の見える関係づくりの推進	2	2	
3	食の安心・安全に関する知識の啓発・学習	4	3	1
4	府民参画の推進	2	2	
小計		9	7 (78%)	2 (22%)
合計		48	36 (75%)	12 (25%)

## 2 第2次行動計画（平成22年度～24年度）

### （1）計画策定時の食を取り巻く情勢

#### ア 食品表示偽装の多発

平成20年度生鮮食品及び加工食品の品質表示実施状況調査等によると、小売店舗においては、前年度と比較して名称及び原産地を適正に表示している店舗の割合はやや改善しているものの、賞味期限の改ざんや産地の偽装等不適正表示が相次いでいます。

こうした中、平成20年度には、うなぎやたけのこの産地偽装等の問題が発生し、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で118件（対前年140パーセント。うち、京都府内は7件）の指示が行われました。

#### イ 輸入食品に係る事件の続発と消費者庁の設置

中国産冷凍ぎょうぎやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、さらには事故米穀の不正規流通など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品において相次いで発生しています。こうした中、中国産冷凍ぎょうぎ事件で関係機関の連絡が適切に行われなかった問題を一つのきっかけとして、食品の安全や表示など消費者の安心・安全に関わる問題を幅広く所管し、情報の一元的な集約・分析機能と消費者行政の司令塔機能を持つ消費者庁が設置されました。

#### ウ 食の安心・安全に関する情報の不足

内閣府が平成20年度に実施した国民生活モニター調査結果によると、加工食品について原料原産地表示がない場合、国産とは限らないことをほぼ半数の人が知らないなど、消費者の側に食品表示の仕組みが十分伝わっていないことがうかがえます。

また、食への不安を解消するためのリスクコミュニケーションも各地で実施されているところですが、食品安全委員会が平成20年6月に実施した食品安全モニターへの調査によると、食に関する理解は進んでいるものの、関係者間でお互いのギャップを解消する機会が十分でないという意見もあり、食に関する情報を十分に理解し、活用することができていない状況といえます。

#### エ 食への不安の高まり

京都府が開催した行事への来場者を対象としたアンケート結果を平成18年度と平成20年度で比較すると、府内産食品を安心であると感じる府民の割合は52パーセントから41パーセントへ、輸入食品を安心であると感じる府民の割合は10パーセントから4パーセントへそれぞれ減少しており、食への安心感を高めることができていません。また、府内産食品と輸入食品を比較すると府内産食品を安心であると

感じる府民の方が多いため、日本の食料自給率は41パーセント、京都府の食料自給率は13パーセントであり、府民の食生活は府内産食品だけでは成り立たない状況にあります。

## **(2) 計画策定時の課題**

### **ア 安心の前提となる安全確保の充実**

相次ぐ偽装表示の発生や事故米穀の不正規流通問題など一部の食品関連事業者による問題の発生が後を絶ちません。これをなくすには、生産者、加工業者等の食品関連事業者それぞれが、コンプライアンスを第一にした取組を進める必要があります。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法律による監視、指導等行政の一層の取組を進める必要があります。

### **イ 食品関連事業者及び行政による取組や正しい知識の広報の充実**

安心・安全の担保についての食品関連事業者による取組、安心・安全の基盤づくりのための施策、食に関する正しい知識などについて、府民への十分な情報提供ができていません。例えば、平成20年度に府の保健所が収去した府内に流通する食品1,774点（うち輸入食品135点）を検査したところ、食品衛生法に違反する食品は発見されませんでした。このような結果をいかに広くお知らせするかが課題となっています。

### **ウ 情報共有や相互理解の促進**

食の安心・安全の確保には、消費者、食品関連事業者、関係団体、行政等の関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換し、相互に理解を深めるリスクコミュニケーションの必要性が高まっています。

### **エ 府民の主体的な行動への支援**

消費者と食品関連事業者、関係団体、行政等が協働して様々な取組を行うことが大切です。府民との食に関する情報共有や相互理解を一層進めることにより、府民が様々な情報に惑わされることなく、適切な行動をとることができるよう支援することが求められています。

### (3) 計画の達成状況

取組内容		取組数	達成	未達成
1 相互理解と府民参画				
	(1) 食育を通じた知識の向上	4	3	1
	(2) 情報提供の推進	2	1	1
	(3) リスクコミュニケーションの推進	2	2	
	(4) 府民参画の推進	5	4	1
	小計	13	10 (77%)	3 (23%)
2 監視・指導の強化				
	(1) 食品衛生管理対策	7	7	
	(2) 適正な食品表示対策	1	1	
	(3) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	4	4	
	小計	12	12 (100%)	
3 安心・安全の基盤づくり				
	(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	7	5	2
	(2) 安心感向上のための取組	3	1	2
	(3) 環境に配慮した食品生産等	4	1	3
	小計	14	7 (50%)	7 (50%)
	合計	39	29 (74%)	10 (26%)

### 3 第3次行動計画（平成25年度～27年度）

#### （1）計画策定時の食を取り巻く情勢

##### ア 原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生

内閣府が平成23年12月に行った「食育に関する意識調査」では、東日本大震災以前と現在の食生活について「食品の安全性への不安」が増えたとの回答が26%あるなど、原子力発電所の事故発生により、食品における放射性物質への不安が生じていることがうかがえます。

##### イ 情報の氾濫と情報の取捨選択が困難なことが不安を拡大

内閣府が平成22年8月に行った食品安全モニターへの調査結果では、食品の安全性に関する情報源として、新聞（インターネットのニュースサイトを含む）が74%、テレビが46%と高かったものの、信頼度は新聞が39%、テレビが18%となっています。

また、食品の安全について「とても不安に感じる」「ある程度不安に感じる」とする回答が68%あるなど、新聞・テレビなどのマスメディアやインターネットから食品の安全性に関する様々な情報が氾濫している一方、信頼できる情報を消費者が取捨選択することが困難になっており、このことが不安を拡大している状況がうかがえます。

さらに、高齢化の進展と子どもとの同居世帯の減少などにより高齢者単身世帯が増加し、食の安心・安全情報が的確に届きにくい状況もあります。

##### ウ 生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生

平成23年4月に飲食チェーン店で発生した食肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒では5名の方が亡くなるなど大規模な健康被害が発生しました。

また、食品の産地偽装等の不適正表示や賞味期限の改ざんが全国的に相次いでおり、平成22年度においては、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で71件の指示が行われました。

さらに、中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、添加物の不適正使用、残留農薬の基準超過など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品などにおいて発生したことから、今なお、消費者の輸入食品に対する不安があります。

## (2) 計画策定時の課題

**ア** 基準値を超える食品が流通しないよう、国と東北・関東などの 17 都県が産地検査を実施するなどの対策が行われていますが、食品における放射性物質への不安が依然としてあることから、京都府独自の食品のモニタリング検査など監視を継続し、安心・安全を一層確かなものにしていく必要があります。

**イ** 食の安心・安全確保のためには、情報公開の徹底、多様な広報媒体による府民目線に立った分かりやすい情報発信、府民との意見交換会など情報を共有し理解を促進するための戦略的な取組が必要です。

併せて、行政だけの取組にとどまらず、府民ぐるみで食の安心・安全の取組を推進する府民参画の拡大が重要になっています。

**ウ** 食品による健康被害を防止するため、食中毒や食品添加物等リスクに応じた効果的な検査や、偽装表示を防止するための食品表示パトロールなど、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、J A S 法その他の法令による行政の監視や指導の取組を進める必要があります。

併せて、生産者、加工事業者等の食品関連事業者の自主的な衛生管理やコンプライアンス（法令順守）向上の取組を進めることにより、より高いレベルの安全確保を目指す必要があります。

(3) 計画の達成状況（平成26年度終了時点）

取組内容		取組数	達成	未達成
1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化				
	(1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化	2	1	1
	(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化	1	0	1
	小計	3	1 (33%)	2 (67%)
2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大				
	(1) 情報提供の強化	3	2	1
	(2) リスクコミュニケーション等の強化	4	3	1
	(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上	4	2	2
	(4) 府民参画の推進	2	1	1
	小計	13	8 (62%)	5 (38%)
3 監視・指導・検査の強化				
	(1) 健康被害防止への対応	-	-	-
	(2) 食品衛生管理対策	7	7	
	(3) 適正な食品表示対策	4	2	2
	(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	5	5	
	小計	16	14 (88%)	2 (12%)
4 安心・安全の基盤づくり				
	(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	8	5	3
	(2) 安心感向上のための取組	4	2	2
	(3) 環境に配慮した食品生産等	4	3	1
	小計	16	10 (62%)	6 (38%)
	合計	48	33 (69%)	15 (31%)